

国立研究開発法人森林総合研究所 平成28年度計画

28 森林総研第935号

平成28年10月11日変更

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5第1項の規定に基づき、平成28年3月31日付けをもって認可された国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）の中長期計画を達成するため、同法第35条の8において準用する第31条の定めるところにより、次のとおり平成28年度の業務運営に関する計画を定める。

第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研究開発業務

（1）研究の重点課題

ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発

（ア）森林生態系を活用した治山技術の高度化と防災・減災技術の開発

a 山地災害発生リスクの予測と森林の防災機能の変動評価

新たな雨滴測定手法を用いた降雨特性と侵食能の評価技術を開発する。ベトナムの斜面防災技術力の向上を支援するため、同国を対象に開発した斜面災害早期警戒システムを高度化する。

b 森林の水源涵養機能を高度に発揮させる技術の開発

森林の水保全機能向上のために、植栽時期や施業履歴の異なる積雪地域の針葉樹人工林において蒸発散や水流出等の水文特性と流域の地形や土壌等の環境要因の関係を明らかにする。

c 森林気象害リスク評価手法の開発

樹冠の着雪や落雪に関する観測データの解析を進め、冠雪重量予測モデルを構築し、過去の冠雪害の事例を対象として性能評価を行う。森林気象害に関するデータベース化を進める。

d 森林生態系における放射性物質の動態把握と予測モデルの開発

森林生態系における放射性セシウム分布について調査を継続し、原発事故後の経年的な推移を明らかにする。

(イ) 気候変動の影響評価技術の高度化と適応・緩和技術の開発

a 長期観測による森林・林業への気候変動影響評価技術の高度化

森林総研のフラックス観測ネットワークの全サイトで完成させたセンサーネットワークによる常時モニタリングを活用して、観測の精度の向上と省力化を図り、長期を見据え堅牢なモニタリング体制を構築する。また、熱帯季節林において樹木バイオマス以外の下層植生等の炭素プールのデータを取得し、炭素収支観測の精緻化を進める。

b 生態系機能を活用した気候変動適応及び緩和技術の開発

森林炭素モニタリング手法が確立していない山岳地域において、REDDプロジェクトの活動に必要な森林炭素モニタリング手法を開発する。熱帯落葉季節林の主要樹木の葉の呼吸と光合成能力の季節変化を解明する。

(ウ) 生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発

a 生物多様性保全等の森林の多面的機能の評価及び管理技術の開発

森林の生物多様性と炭素蓄積の保全のための環境保全オフセット実施のために、開発地においてもオフセット地においても利用可能な森林生態系の定量的評価手法を提案する。また、小笠原諸島において、絶滅が危惧される動植物等を対象として、環境復元等による域外保全技術を開発する。

b 環境低負荷型の総合防除技術の高度化

早期発見による外来種根絶のためのモニタリング手法としてLAMP法を利用した乾材害虫、外来アリ同定手法を開発するとともに、モニタリング手法の省力化のためにフェロモントラップ(マルチルアートラップ)手法を開発する。また、菌類を活用したスギ花粉飛散防止液を製剤化するとともに、効果的な散布施用法を開発する。

イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発

(ア) 持続的かつ効率的な森林施業及び林業生産技術の開発

a 地域特性と多様な生産目標に対応した森林施業技術の開発

北海道トドマツ人工林の地位分布と人工林経営評価マップを作成するとともに、スギ・ヒノキ人工林における土壌特性が林分成長に及ぼす影響、広葉樹林における稚樹の定着阻害要因、放置竹林におけるタケ再生量及び駆除作業能率等について検討する。

b 効率的な森林管理手法及び先導的な林業生産システムの開発

大径長尺材の木寄せ及び造材作業時の林業用車両に作用する慣性力や外力、接地圧を明らかにする。丸太を用いた補強による作業道の長寿命化技術を開発する。デジタル空中写真から得られる森林情報より精度の高い林分材積推定モデルを作成する。

(イ) 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発

a 持続的林業経営と効率的流通・加工体制の構築に向けた社会的・政策的対策の提示

世論調査データ等に基づき森林・林業、森林関連施策に対する国民の意識・要請の動向を明らかにする。また、木材需要動向を主要用途別に明らかにするため木材産業の国産材転換の動向、及び国産広葉樹原木の需要と供給の実態を把握する。

b 地域特性に応じた木質エネルギー等の効率的利用システムの開発

マルチによる雑草管理を行ったヤナギ造林地において、収穫試験を実施し、生産量促進及び施肥の効果を明らかにする。また、広葉樹林における伐木、集材、造材作業の生産性を分析・評価する。さらに、木質バイオマス発電プラント間の森林・林業資源の競合状態を評価する。

ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発

(ア) 資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の開発及び高度化

a 原木等の特性評価技術の開発及び製材・乾燥技術等の高度化

可視・近赤外域の光透過性によりヒノキとカヤとを非破壊的に区分する技術を開発するとともに、木材乾燥後の仕上がり含水率に影響を及ぼす平衡含水率の国内各地における違いを明らかにする。

b 新規木質材料利用技術、構造利用技術及び耐久性付与技術の開発

ひき板のたて継ぎ方法とたて継ぎ材の強度性能との関係を明らかにする。木質構造材料の耐火性能を確保するため、被覆材の構成や厚みと耐火性能との関係を解明する。また、木材の手触り等の人間への影響について、被験者範囲を広げた評価手法を開発する。

(イ) 未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術の開発

a 多糖成分等を利用した高機能・高付加価値材料の開発

木質資源由来の多糖類から高機能・高付加価値材料を開発するため、パルプ由来

のセルロースナノファイバー（CNF）の特性を明らかにする。また、製造実証施設を用いて針葉樹を原料とするCNFの製造技術を確認する。農林系廃棄物を用いたハイブリッドバイオマスフィラーの製造及びこれを用いた複合材料の開発において、ナノシリカによるバイオマスフィラーを改質し、複合材製造のためのマスターバッチの特性の評価を行う。

半炭化チップによる高性能木質舗装材のリサイクル技術を確認するため、サーマルリサイクル技術を検討する。

b リグニンの高度利用技術の開発

リグニンを高度利用するため、広葉樹や竹からの効率的なリグニン抽出技術を検討し、単離リグニンの特性の解明とリグニンの誘導体化による酵素安定化剤としての性能を評価する。また、PEGを用いた改質リグニンの効率的な製造技術を開発すると共に、リグニン及びセルロースによる複合化試験を開始する。

c 機能性抽出成分の抽出・利用技術の開発

未利用森林資源から酸化抑制効果等に優れた抽出成分を探索し、その機能を解明する。また、竹からの有用成分の抽出において、効率的な抽出技術を開発すると共に、抽出物の抗菌性などの機能を明らかにする。

エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

(ア) 生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用技術の高度化

a 樹木の生物機能の解明とその機能性の新たな有効活用

スギ雄性不稔の原因遺伝子を明らかにするため、スギ基盤連鎖地図上での領域の特定および雄性不稔遺伝子に強く連鎖するDNAマーカーを開発するとともに基盤連鎖地図の充実を図る。また、樹木のストレス耐性及び代謝産物に関する分子基盤の解明するために、樹木の窒素同化酵素の分子種の同定及び活性評価、アンモニアなどの反応性窒素ガスのフラックス解析等を通し、窒素代謝の制御機構を明らかにする。

b きのこと及び微生物が有する生物機能の解明と新たな有効活用

食用きのこの安全性に資するデータを得るため、汚染地に置かれたホダ木の二次汚染等の調査を行う。木質材料の脱リグニン反応をペルオキシダーゼ基質で検出、分析する。人工栽培に適した日本産トリュフの種を確定するため、食用として有望な国産トリュフを接種源として、ブナ科樹種の感染苗作成条件を明らかにする。

(イ) 多様な優良品種等の開発と育種基盤技術の強化

a エリートツリーと優良品種の開発及び高速育種等の育種技術の開発

検定等の進捗状況を踏まえ、エリートツリーを概ね50系統、マツノザイセンチュウ抵抗性第二世代品種等の優良品種を概ね40品種を目標として開発する。

また、地球温暖化や花粉症等に対応するための優良品種等の早期開発に対応可能な高速育種技術等の育種技術の開発に着手する。

b 林木遺伝資源、バイオテクノロジー、国際協力等による育種・普及技術の開発

優良品種等の遺伝子型の決定を進めるとともに、原種苗木配布システムや原種苗木増産技術等の開発に着手する。

林木遺伝資源の施設保存技術の高度化のため、我が国の森林を構成する重要な樹種であるブナ等について、冬芽の液体窒素による凍結試験に着手する。

薬用系機能性樹木であるカギカズラの増殖方法とほ場での栽培方法を開発する。また、遺伝子組換え雄性不稔スギの野外試験を進める。

地球温暖化に伴う気候変動への適応策に資するため、ケニア国「気候変動への適応のための乾燥地耐性育種プロジェクト」(JICA技術協力事業)においてメリア精英樹の選抜に向け次代検定林のデータ解析等を行うとともに、台湾林業試験所及び太平洋共同体との共同研究においてテリハボクの産地試験や家系評価等を進める。

(2) 長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配布

収穫試験地等における森林の成長・動態調査、森林水文モニタリング等の長期モニタリング、木材の識別等基盤的情報の収集等を開始する。

また、きのこ類等森林微生物の遺伝資源について対象を適切に選択しつつ概ね50点を目処に探索・収集し、増殖・保存及び特性評価等を行う。

新たな需要が期待できるコウヨウザンについて、優良系統の選抜が可能な母集団の作成に着手するとともに、育種素材等の収集、保存及び発芽特性等の調査を進める。また、配布申請に従い、林木遺伝資源を配布する。

開発された優良品種等の原種苗木等について、都道府県等の要望する期間内に全件数の90%以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。

(3) 研究開発成果の最大化に向けた取組

ア 「橋渡し」機能の強化

「橋渡し」機能を強化するため、以下の取組を行う。

(ア) 産学官及び民との連携、協力の強化

研究所本所に産学官民連携推進担当研究コーディネーター及び産学官連携・知財戦略室、支所に産学官民連携推進調整監を配置し、産学官及び民との連携機能及び協力体制の強化を図る。

(イ) 研究開発のハブ機能の強化

研究所本所に地域イノベーション推進担当研究コーディネーター及び地域連携戦略室、支所には地域連携推進室を置き、地域が抱える課題の抽出、研究開発による課題の解決、研究成果の地域への普及を一元的に管理することで、地域課題解決に本支所一体となったハブ機能を強化する体制を構築する。

全国に広く分布する水源林造成事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより、エリートツリーやコンテナ苗の成長特性調査、新たなシカ食害防除方策の検証等の研究開発を推進する。

また、研究開発部門と水源林造成部門との情報交換会や研究者を講師とした整備局の検討会等を通じ、研究者等による指導・助言を行い、研究開発の成果・知見を活用した水源林造成事業における森林整備技術の高度化を支援するとともに、森林所有者や林業事業体に対する研究成果の「橋渡し」に取り組む。

林木育種センター及び育種場についても、林木育種のハブとして、地方の行政機関、研究機関、大学、関係団体、民間企業等との連携強化を図るため、各種会議の開催や技術指導等を行う。

イ 研究開発成果等の社会還元

研究開発で得られた成果や科学的知見等を社会に普及、還元するため、行政や林業団体、民間企業等に対する講師派遣、講習会開催、技術指導や助言等を積極的に行うほか、研究所が有する高度な専門知識や専門技術を必要とする木材等の鑑定や各種分析、調査の依頼に対応する。

研究開発成果を、戦略的な知的財産管理を踏まえた上で、国内外の学術雑誌の論文や学会発表等により速やかに公表する。

さらに、開発した優良品種等の早期普及を図るため、都道府県等に対し、採種園等の造成・改良に関する講習会を合計20回を目標に開催する。

ウ 研究課題の評価、資源配分及びPDCAサイクルの強化

外部の専門家・有識者による意見を踏まえて設定した研究課題を計画に従い実行する。計画の進捗状況等を年度中にチェックし、必要に応じて、計画の変更等を実

施する。

2 森林保険業務の推進

(1) 被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、必要な人材の確保、事務の簡素化、システム化による各種手続の効率化、マニュアル化や研修の充実による業務委託先を含めた業務実施体制の強化や迅速な保険金の支払い等の取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。

なお、国の災害査定が、災害発生から2～3ヶ月以内としていることを参考に、保険金の支払いの迅速化に向けた取組の目安として、損害実地調査については、林道崩壊や積雪等により早期の調査が困難な場合、干害等において枯死していることを確定する上で経過観察のため一定の期間が必要な場合など、損害実地調査終了までに時間を要する特段の要因がない場合は、基本的に損害発生通知書を受領してから調査終了までを3ヶ月以内とするために業務実施体制の強化等について検討する。

(2) 加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の加入促進に向けた方針を定期的に作成し、それに即した戦略的な取組を推進する。

なお、その際の見安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。

- ① ホームページの逐次更新や広報誌の4回以上の発行等を通じ、森林所有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や最新の情報等をわかりやすく発信する。
- ② 関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を対象に、パンフレットやポスター等を幅広く配布・設置する(3,000箇所以上設置)。
- ③ 関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各都道府県で1回ずつ開催することを念頭に、都道府県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する(15回以上実施)。また、森林施業を担う林業経営体等に対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も積極的に行う。
- ④ 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大及び

継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する（6回以上実施）。

（３）引受条件

これまでの森林国営保険における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。

（４）内部ガバナンスの高度化

金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を２回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

３ 水源林造成事業等

（１）水源林造成事業の推進

ア 事業の重点化

効果的な事業推進の観点から、新規契約については、２以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能^{かん}の強化を図る重要性が高い流域内の箇所限定する。（重点化率100%実施）

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

（ア）公益的機能の高度発揮

水源涵養機能^{かん}等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。

また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。

（イ）事業の効果的・効率的な実施

- ① 事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の効果的・効率的な実施に努めるため、チェックシートを活用し、事業を実施する。（チェックシート活用率100%実施）
- ② 森林整備事業全体の動向を踏まえつつコスト削減に向けた取組を徹底する。

(ウ) 搬出間伐と木材利用の推進

二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等にも資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、作業道の丸太組工法などにおいて間伐材を含む木材の有効利用の推進に努める。

(2) その他完了した事業の評価及び債権債務の管理

ア 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務

(ア) 事業実施完了後の評価に係る業務（社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成。）を確実に行う。

(イ) 事業実施完了後の評価を確実に行う。

イ 債権債務管理に関する業務

林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びN T T－A資金に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。（徴収率100%実施）

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため執るべき措置

1 一般管理費等の節減

(1) 研究開発業務

運営費交付金を充当して行う事業（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、平成27年度予算比で、一般管理費については、少なくとも3%及び業務経費については、少なくとも1%の節減を行う。

(2) 森林保険業務

森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

なお、業務量及びそれに伴う一般管理費等は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。

(3) 水源林造成事業等

一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定するとともに、同計画に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。

3 業務の電子化

事務手続きの簡素化、迅速化及び利便性の向上、並びに情報システムの堅牢性を確保するため、情報管理の電子化を推進する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 研究開発業務

中長期計画に基づき、業務の効率化を進め、確実な経費の削減を図るなど、適切な運営に努める。

(1) 収益化単位の業務ごとの予算と実績管理

運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築し実施する。

(2) セグメントの開示

一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。

(3) 自己収入の拡大に向けた取組

受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。本中長期目標の方向に即して、外部研究資金獲得等を積極的に適切な対応に努める。

2 森林保険業務

(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを検討する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

(2) 保険料収入の増加に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資するため、新規加入の拡大、継続加入の推進等による保険料収入の増加に向けて、関係諸機関と連携し、森林所有者、森林経営計画作成者、林業経営体等への森林保険の加入促進活動に取り組む。

3 水源林造成事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

長期借入金及び債券については、次の償還計画のとおり確実に償還する。

① 水源林造成事業	14,855百万円
② その他完了した事業	12,593百万円
(内訳)	
特定中山間保全整備事業等	8,092百万円
緑資源幹線林道事業	4,501百万円
計	12,593百万円

水源林造成事業については、最新の木材価格や金利情勢などの経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、外部有識者を含む水源林造成事業リスク管理委員会において公表に向けた検討を行う。

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を踏まえ

た予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。

4 予算

(1) 研究開発業務

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題 「ア森林」	重点課題 「イ林業」	重点課題 「ウ木材」	重点課題 「エ機能解 明・林木育 種」	勘定共通	合 計
収 入						
運営費交付金	2, 4 4 2	1, 6 1 3	1, 0 6 6	1, 5 2 6	3, 5 3 9	1 0, 1 8 5
施設整備費補助金	0	0	0	1 6	1, 2 4 9	1, 2 6 5
受託収入	3 7 7	1 4 5	2 7 2	1 1 7	1 3 9	1, 0 5 0
諸収入	0	0	0	0	4 2	4 2
計	2, 8 1 9	1, 7 5 8	1, 3 3 8	1, 6 5 9	4, 9 6 8	1 2, 5 4 2
支 出						
人件費	1, 9 7 0	1, 2 9 7	8 5 5	8 6 6	2, 7 4 7	7, 7 3 4
業務経費	4 7 1	3 1 6	2 1 1	6 6 0	0	1, 6 5 9
一般管理費	0	0	0	0	8 3 4	8 3 4
施設整備費	0	0	0	1 6	1, 2 4 9	1, 2 6 5
受託経費	3 7 7	1 4 5	2 7 2	1 1 7	1 3 9	1, 0 5 0
計	2, 8 1 9	1, 7 5 8	1, 3 3 8	1, 6 5 9	4, 9 6 8	1 2, 5 4 2

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある

(2) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業務収入	2, 1 3 6
業務外収入	1
計	2, 1 3 7
支 出	
人件費	2 6 1

保険金	1, 5 0 4
業務経費	7 1 3
一般管理費	1 6 3
業務外支出	0
予算差異	▲ 5 0 4
計	2, 1 3 7

(注 1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注 2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

(3) 水源林造成事業等

(水源林勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金等	1 9, 1 4 4
政府出資金	1 0, 7 7 5
長期借入金	6, 2 0 0
業務収入	4 7 9
業務外収入	1 4 5
計	3 6, 7 4 2
支 出	
業務経費	1 6, 0 5 2
造林事業関係経費	1 5, 5 3 0
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	5 2 3
借入金等償還	1 4, 8 5 5
支払利息	2, 1 7 1
一般管理費	3 6 0
人件費	3, 3 1 6
業務外支出	2 0
計	3 6, 7 7 4

(注 1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注 2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度とし

て当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

(特定地域整備等勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
政府交付金	1 2 5
長期借入金	2, 4 6 0
業務収入	1 1, 1 6 5
業務外収入	1 5
計	1 3, 7 6 6
支 出	
借入金等償還	1 2, 5 9 3
支払利息	9 9 2
一般管理費	7 1
人件費	2 1 9
業務外支出	9 5 0
計	1 4, 8 2 4

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

5 収支計画

(1) 研究開発業務

(研究・育種勘定)

(単位:百万円)

区 分	重点課題 「ア森林」	重点課題 「イ林業」	重点課題 「ウ木材」	重点課題 「エ機能解 明・林木育 種」	勘定共通	合 計
費用の部	2, 8 2 8	1, 7 6 4	1, 3 4 2	1, 6 5 5	3, 7 2 3	1 1, 3 1 1
経常費用	2, 8 2 8	1, 7 6 4	1, 3 4 2	1, 6 5 5	3, 7 2 3	1 1, 3 1 1
人件費	1, 9 7 0	1, 2 9 7	8 5 5	8 6 6	2, 7 4 7	7, 7 3 4
業務経費	4 1 1	2 7 6	1 8 4	5 7 6	0	1, 4 4 7
一般管理費	0	0	0	0	8 1 3	8 1 3

受託経費	377	145	272	117	139	1,050
減価償却費	69	46	31	97	24	267
財務費用	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0
収益の部	2,828	1,764	1,342	1,655	3,723	11,311
運営費交付金収益	2,381	1,573	1,039	1,441	3,518	9,952
受託収入	377	145	272	117	139	1,050
諸収入	0	0	0	0	42	42
資産見返運営費交 付金戻入	69	、46	31	97	、24	267
資産見返物品受贈 額戻入	0	0	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0	0	0
前中長期目標期間繰 越積立金取崩額	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,863
経常費用	7,863
人件費	261
支払保険金	1,504
支払備金繰入	523
責任準備金繰入	4,868
業務費	543
一般管理費	163
財務費用	0
雑損	0
収益の部	7,763

経常収益	7, 7 6 3
保険料収入	1, 9 4 3
支払備金戻入	5 3 2
責任準備金戻入	5, 0 7 5
資産見返負債戻入	2 6
財務収益	1 8 8
雑益	—
純利益	▲ 1 0 0
総利益	▲ 1 0 0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 水源林造成事業等

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2, 5 7 3
経常費用	2, 5 7 3
分収造林原価	5 0
販売・解約事務費	2 3 2
復興促進業務費	3 7
一般管理費	2 2 2
人件費	5 8 7
財務費用	1, 4 4 6
雑損	0
収益の部	2, 7 4 3
経常収益	2, 7 4 3
分収造林収入	9 5
販売・解約事務費収入	2 3 2
資産見返補助金等戻入	2 1
国庫補助金等収益	2, 2 7 0
財務収益	2
雑益	1 2 3
純利益	1 7 0
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	—

総利益	170
-----	-----

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定) (単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,348
經常費用	1,343
一般管理費	77
人件費	218
財務費用	981
雑損	67
臨時損失	5
収益の部	1,159
經常収益	1,159
資産見返補助金等戻入	1
国庫補助金等収益	128
割賦利息収入	1,016
財務収益	6
雑益	7
純利益	▲189
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	266
総利益	76

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

6 資金計画

(1) 研究開発業務

(研究・育種勘定) (単位：百万円)

区 分	重点課題 「ア森林」	重点課題 「イ林業」	重点課題 「ウ木材」	重点課題 「エ機能解 明・林木育 種」	勘定共通	合 計
資金支出	2,819	1,758	1,338	1,659	4,968	12,542

業務活動による支出	2, 7 3 0	1, 6 9 8	1, 2 9 8	1, 5 1 8	3, 6 9 9	1 0, 9 4 2
投資活動による支出	8 9	6 0	4 0	1 4 1	1, 2 7 0	1, 6 0 0
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0
次年度への繰越	0	0	0	0	0	0
資金収入	2, 8 1 9	1, 7 5 8	1, 3 3 8	1, 6 5 9	4, 9 6 8	1 2, 5 4 2
業務活動による収入	2, 8 1 9	1, 7 5 8	1, 3 3 8	1, 6 4 3	3, 7 2 0	1 1, 2 7 7
運営費交付金による収入	2, 4 4 2	1, 6 1 3	1, 0 6 6	1, 5 2 6	3, 5 3 9	1 0, 1 8 5
受託収入	3 7 7	1 4 5	2 7 2	1 1 7	1 3 9	1, 0 5 0
その他の収入	0	0	0	0	4 2	4 2
投資活動による収入	0	0	0	1 6	1, 2 4 9	1, 2 6 5
施設整備費補助金による収入	0	0	0	1 6	1, 2 4 9	1, 2 6 5
その他の収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越	0	0	0	0	0	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1 0, 4 2 4
業務活動による支出	2, 4 4 5
投資活動による支出	7, 6 9 4
財務活動による支出	1
次年度への繰越金	2 8 3
資金収入	1 0, 4 2 4
業務活動による収入	2, 1 3 7
投資活動による収入	7, 9 9 2
財務活動による収入	—
前期中長期目標期間からの繰越金	2 9 5

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 水源林造成事業等

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	40,688
業務活動による支出	21,896
投資活動による支出	2,520
財務活動による支出	14,855
次年度への繰越金	1,417
資金収入	40,688
業務活動による収入	19,749
補助金収入	19,144
収穫等収入	464
その他の収入	141
投資活動による収入	2,520
財務活動による収入	16,975
前期中長期目標期間からの繰越金	1,445

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	24,047
業務活動による支出	2,376
投資活動による支出	4,500
財務活動による支出	16,793
次年度への繰越金	378
資金収入	24,047
業務活動による収入	11,303
政府交付金収入	125
負担金・賦課金収入	10,127
その他の収入	1,051

投資活動による収入	5, 5 0 3
財務活動による収入	6, 6 6 0
前期中長期目標期間からの繰越金	5 8 2

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

7 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

第4 短期借入金の限度額

1 研究開発業務

13億円

（想定される理由）

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

2 水源林造成事業等

76億円

（想定される理由）

- ・借入金等の償還とその財源となる負担金等の徴収の制度差に起因する一時的な資金不足
- ・その他一時的な資金不足

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

1 研究・育種勘定

北海道支所外来研究員宿泊所跡地（札幌市）、東北支所好摩実験林（盛岡市）、関西支所宇治見・島津実験林（京都市）、四国支所松原山苗畑（高知市）、九州支所もみじ山（熊本市）については、隣接所有者との調整等、所要の措置を講じた上で、現物納付の事務手続きを進める。

2 特定地域整備等勘定

職員宿舍第3号（杉並区清水）については、国庫返納に向けた所要の措置を実施し、平成28年度中に現物納付により国庫返納を行う。また、書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、敷地内の地下に埋設してある除染後の汚

染土壌の処理状況を勘案しつつ、国への現物納付に向け、関係機関等と調整を行う。

第6 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

(計画対象面積の上限) 16,400ha

第7 剰余金の使途

1 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。

2 水源林勘定

剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

3 特定地域整備等勘定

剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充てる。

第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等

1 施設及び設備に関する事項

省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、安全確保等のための老朽化施設の更新を図る観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について、計画的な整備に努める。

千代田苗畑用地（国有地）を取得する手続きを進める。また、四国支所の小規模介在地については、取得のための条件整備を進める。

施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額
研究本館事務棟他空調設備改修(本所)	2 1 5
情報セキュリティシステム整備(本所)	
熊本地震で被災した施設、設備等の復旧 (九州支所・九州育種場)	
	1, 0 5 0

2 人事に関する計画

(1) 研究開発業務

研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。

管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。

(2) 森林保険業務

森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

(3) 水源林造成事業等

水源林造成事業等の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

3 積立金の処分

(1) 研究・育種勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

(2) 水源林勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

(3) 特定地域整備等勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充てる。

4 研究開発業務、森林保険業務及び水源林造成事業における連携の強化

(1) 研究開発と森林保険の連携

森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。

(2) 研究開発と水源林造成事業の連携

全国に広く分布する水源林造成事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより、エリートツリーやコンテナ苗の成長特性調査、新たなシカ食害防除方策の検証等の研究開発を推進する。

また、検討会等を通じ、研究開発で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成事業における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業者への研究成果の「橋渡し」に取り組む。

5 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化

研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、森林保険センター及び森林整備センターを擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等と

の連携・協力を積極的に行う。

また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。

さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連携・協力した取組を推進する。

6 広報活動の促進

(1) 研究開発業務

研究開発業務においては、研究所の成果及び森林・木材に関する情報を広く社会に発信するため、季刊森林総研や研究成果選集等の広報誌発行、ウェブサイト掲載、記者会へのプレスリリース、市民向けの森林講座・公開講演会・一般公開の開催、外部の各種イベントへの出展など、広報活動を積極的に推進する。

(2) 森林保険業務

森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、森林保険の窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の御意見等をホームページや広報誌等を通じて積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。

(3) 水源林造成事業

水源林造成事業については、研究開発部門との連携を図りつつ、森林整備に係る技術情報を提供するため、職員及び造林者等を対象とした整備局の検討会を6回以上開催する。

森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等において2件以上発表する。

水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト(ホームページ)、広報誌等により広報するとともに、平成27年度分収造林契約実績のウェブサイトへの掲載等を実施する。

事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。

7 ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの充実・強化

各業務・事業について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制

を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。

また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに、各種研修への参加等により監査従事職員等の資質向上を図る。

(2) コンプライアンスの推進

役職員は、研究所の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。

このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。

また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進するとともに、不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底、不正防止計画の着実な推進に努める。

8 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

研究開発業務の成果の創出のため、人材の確保に当たっては、常勤職員の採用に加え、テニユアトラック制や、任期付き研究員制度、再雇用等を活用し、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等、研究所が必要とする才能豊かで多様な人材の確保に努める。

森林保険業務の適正な実施、専門性の向上等のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

水源林造成事業の確実な実施のため、必要な人材を確保する。

(2) 職員の資質向上

「農林水産研究における人材育成プログラム（平成27年農林水産技術会議改正）」等を踏まえ、研究所の人材育成プログラムを改正し、個人の資質や経歴、年齢に応じた研修等の実施により、研究遂行能力の向上とともに、研究マネジメント能力やコーディネート能力等、研究管理部門等が必要とする能力を開発し、個々の研究者の資質を活かす様々なキャリアパスへの誘導を計画的に進める。

さらに、一般職員についても、職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得させることに努めるとともに、森林保険業務や水源林造成事業における高度な専門知識が必要とされる業務を適切に実施するため、各種研修に職員を参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

このほか、男女共同参画の推進及び女性研究者の活躍促進に向けた支援の充実のため、男女共同参画の推進に努める。

(3) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。

研究職員の業績評価については、研究業績や学会活動を初め、行政、民間・企業等への技術移転及び研究所の業務推進等への貢献を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

(4) 役職員の給与水準等

役職員の給与については、国家公務員の水準となるように取り組むとともに、その水準を公表する。

また、研究開発業務については、手当を含め給与の在り方を検証し、クロスアポイントメント制度など業務の特性に応じた報酬・給与制度について検討を行う。

9 情報公開の推進等

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、適切に情報公開を行う。

なお、森林保険業務に関する情報公開の実施に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。

10 情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルを踏まえ、情報セキュリティ対策の改善に努める。

また、特定個人情報を含む個人情報についての管理・保護の徹底に努める。

11 環境対策・安全管理の推進

「森林総合研究所環境配慮基本方針」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法

律」等に基づき、環境対策、省エネ対策及び安全管理を推進する。

さらに、化学物質等の適切な管理を図るため、関係規程類の整備と手引書の見直し等を進めるとともに、化学物質管理システムの導入を通じた化学物質の一元的な管理を推進する。これら取組については、環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成・公表する。

労働災害等の未然防止の観点から、安全衛生管理の年度計画を策定し、研修等を実施するとともに、安全衛生委員会等による職場点検に取り組むほか、労働災害等の発生時における対応等を周知徹底する。

水源林造成事業については、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。